平成２４年（フ）第１７１７号
名古屋市中川区明徳町２丁目24番地　ＫＨグランドールⅡ302号、従前の住所名古屋市中川区野田２丁目127番地　プラムビレッジ和305号
債務者　成田　純子（旧姓梶原）
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７６８号
名古屋市千種区千種３丁目16番７号　メゾン・ド・ラパン408号
債務者　中島　洋映
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８４４号
神戸市灘区原田通３丁目６番８号　シティライフ王子５Ｂ
債務者　金田京巳こと　金　　京美
１　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０号
兵庫県篠山市住吉台40番地15
債務者　谷　栄美子
１　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
兵庫県丹波市氷上町常楽428番地１　市営住宅常楽団地20号棟
債務者　岡野久美子
１　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
兵庫県洲本市中川原町厚浜849番地
債務者　酒井塗装店こと　酒井　　博
１　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第４８号
兵庫県洲本市中川原町厚浜849番地
債務者　酒井　淳子
１　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第８４号
佐賀県唐津市町田４丁目３番454号　県営アパート山崎団地
債務者　増本祐見夫
１　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第８７号
佐賀県唐津市町田４丁目３番４号―54号　県営アパート山崎団地
債務者　本野　洋子
１　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第５３号
長崎県島原市中原町乙1846番地４　倉本アパート３号、住民票上の住所長崎県島原市中町808番地
債務者　杉本　誠治
１　決定年月日時　平成24年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
熊本県荒尾市下井手1399番地
債務者　加世堂　泉
１　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第２６３号
青森県むつ市山田町15番29号
債務者　佐々木文朝
１　決定年月日時　平成24年10月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
福島市飯坂町字前原44番地の１　Ｇ号、従前の住所福島市仁井田字北島17番地の１
債務者　兼谷　大知
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　福島地方裁判所

平成２４年（フ）第６００号
北九州市八幡西区浅川学園台４丁目７番２号Ａ―102
債務者　井上　　忠
１　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９２号
鹿児島県出水市野田町下名3579番地
債務者　西田　光子
１　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
鹿児島県鹿屋市下堀町3001番地21、前住所鹿児島県鹿屋市西原３丁目３番１―５号
債務者　前村　和明
１　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
佐賀県小城市三日月町堀江414番地17
債務者　中島　公展
１　決定年月日時　平成24年10月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係